

当町が個人より円明寺御茶屋池の寄付を受けることについて

個人所有のため池「円明寺御茶屋池」を個人より当町に寄付申し出があり、当町は個人の整備事務が整い次第寄付を受けたい方針である。この寄付は受ける側である町が義務を負担し、その義務を履行しない場合に寄付を解除されることはないので議会の議決案件では無いとの町見解である。

しかし、ため池の堤整備、農業用の水利機能をどうするのか、調整池機能と水路の課題、ため池には進入路がないなど課題が山積している。このような課題の洗い出し、課題整備にかかる費用がどれくらいかかるのか、未提示である。

このため池は歴史的価値がある可能性もあるが、活用方法として池のまま整備するのか、遺構調査するのか、埋め立てて公共用地として活用するのか、寄付を受ける目的が明確でなく。このため池の評価はいくらなのかも未提示である。

法律的には議会の議決を得ずに寄付を受けることは可能かもしれないが、ため池の価値が不明な中で寄付を受けた後の整備・改修費用を考えると、一部の住民に対する利益供与とならないかの疑念が残る。この疑念があると今後の整備や管理予算は難しいことになる。

よって、このため池の寄付の申し出に対し、町は慎重に調査研究を行い議会に対しての丁寧な説明の後に事務を進めることを求める。

具体的項目

1. 寄付を受ける目的を明確にすること

(複数の場合順位をつけること)

2. 寄付を受けた後の活用方法を明確にすること

(幾つかの案があればそれを列挙し、何時をめぐりに何により
選択するか明確にすること)

3. 当該物件の評価を明確にすること

(現状での評価、整備の種類ごとの評価)

4. 寄付を受けるにあたり必要な整備事項と費用

5. 寄付を受けた後に整備しなければならない事項とその費用

6. 目的達成に必要な整備事項とその費用

以上、決議する。

令和6年12月20日

大山崎町議会